

## 平成26年2月（第2回）教育委員会会議録

### 1. 開催の日時及び場所

平成26年2月18日（火）14:00～17:20  
宇部市港町庁舎 2階会議室

### 2. 出席委員の氏名

縄田 和光 委員長  
水田 和江 委員  
三原 節子 委員  
赤川 宏 委員  
白石 千代 教育長

### 3. その他議場に参加した者

佐貫教育部長、辻村教育次長、金重総務課長、山脇社会教育課長、松尾図書館長、藤永スポーツ振興課長、西村総務課長補佐、山田社会教育課長補佐、奈須係員

### 4. 傍聴者

なし

### 5. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成26年2月18日の第2回教育委員会会議を開催いたします。本日は5人全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日は傍聴の申し出はありませんでした。

次に、会議録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています第12回の会議録について、ご意見等がありますか。

（全委員異議なし）

委員長： 異議が無いようですので、第12回の会議録については承認とさせていただきます。

また、前回の第1回会議録については机上に配付していますので、次回会議までにご確認していただき、次回の会議で承認を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は水田委員をお願いします。

委員長： 本日の議題は、「議案第3号 宇部市社会教育委員の会議に関する規則制定の件」、「議案第4号 宇部市スポーツ振興計画の見直しについて」、「教育費補正予算について」の3件と、その他の事項として「（仮称）第2次宇部市子ども読書活動推進計画について」、「平成26年度 教育費当初予算について」、「寄附の報告について」の3件となっております。

次第に沿って、始めに「議案第3号 宇部市社会教育委員の会議に関する規則制定の件」から説明をお願いします。

事務局： 前回の会議では、宇部市社会教育委員に関する条例の一部改正について承認をいただいたところですが、その中で条例第6条に「必要な事項は教育委

員会規則で定める」となっています。

このため、これまで社会教育委員の会議の運営に関する規定がありませんでしたので、これを制定するものです。

(資料1に基づき、説明を行う。)

委員長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問はありますか。

委員： 社会教育委員会で協議する内容についても、規則の中に定めなくてもいいのでしょうか。

事務局： 社会教育法の中に、社会教育委員の職務として、社会教育に関する諸計画の立案や研究・調査等の役割が定められているので、改めて規則に定める必要は無いと思われます。

委員： 社会教育法に規定されているので、それで十分であるのか、それとも宇部市の社会教育委員として目的を持っておくべきであるのか、どのように考えれば良いですか。

事務局： これまでの宇部市の社会教育委員会では、教育委員会からの諮問を受けた課題や、あるいは会議の中で自らテーマを定めて、提言や意見書をまとめていくよう状況にあります。

委員： その他にも、社会教育委員は教育委員会に対して意見をすることが可能である訳ですが、それについても定めないのでしょうか。

事務局： それについても「社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。」と同法の中に役割が定められています。上位法にそういう規定が無い場合には、規定の中に審議する内容や役割等について定めることもあります。

教育長： 3月定例市議会に上程している条例について、もう一度、改正点を説明していただけますか。

事務局： 条例については、社会教育法の中で「委員の基準については条例で定める」旨の改正がありましたので、これまで条例に定めが無かった委員の基準（第2条）と定数について（第3条）決めました。

教育長： 改正前の条例でも、目的や役割は入っていないということでもいいですか。

事務局： 法に定めがありますので、条例では規定していません。

委員： その条例自体が少し漠然とした内容と思いましたが、もう少し規則で分かりやすいようすべきではないかと思いましたが、聞きました。

事務局： 言われるとおり、分かり難い部分もあると思いますので、社会教育委員会の中で分かりやすく説明したり、資料等で提示していきたいと思えます。

委員長： 他にご意見はありませんか。

意見がなければ、承認することによろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： 社会教育委員になられる方には、制度の目的や役割等について周知徹底していただきたいと思えます。「議案第3号 宇部市社会教育委員の会議に関する規則制定の件」については、原案のとおり承認します。

次に「議案第4号 宇部市スポーツ振興計画の見直しについて」説明をお願い

いします。

事務局： 宇部市スポーツ振興計画については、平成23年度から平成33年度までの計画となっていますが、このたび計画内容を見直しましたので、ご説明いたします。

(資料2・3に基づき、説明を行う。)

委員長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問はありますか。

委員： 総合型地域スポーツクラブについて、もう少し詳しくご説明願います。

事務局： 総合型地域スポーツクラブは、身近な地域でスポーツを楽しむことができるように、子どもから高齢者の方が複数のスポーツや健康作りを初心者から幅広く参加できるという特徴を持ち、地域主体で運営されているスポーツクラブです。現在、市内には東岐波と楠にあります。なかなか新たなクラブ設立が進んでおらず、組織や活動内容を広報活動しながら、新しい組織の設立に向けて取り組んでいるところです。

教育長： 「週1回以上スポーツを行う成人の割合」を、平成29年度で60%以上と定めていますが、極めて高いと思うのですが、県の数値目標もそうですか。

事務局： はい。少し高い数値かもしれませんが、当初の計画策定時から目標としているものです。

委員： 誰もがスポーツに参加してやっていこうとするには、意識の問題もあると思うので、なかなか難しいところがあると思っています。

教育長： 行政が計画や施策を作っても、今の社会情勢では、労働者の生活保障がなされないと、体作りなどに時間をとること自体が難しいと思います。まずは、会社や行政が連携して労働後の生活を確保する社会作りを目指していくことが先だと思います。ゆとりある生活が無いと目標達成も難しいと思います。

事務局： 今目標としている60%を目指すための取組の一つとして、総合型地域スポーツクラブの話になりますが、体育施設だけではなくて学校開放など各地域にあるスポーツ施設を、市民の方がよく知っていないという状況が今回のアンケートで分かりましたので、その辺りの情報ネットワークを構築させながら、より市民の方が気軽に参加しやすい環境作りをしていきたいと思えます。

委員： 図があることで、一目見ても分かりやすいのですが、数字も沢山書かれており分かりにくい部分もありますので、もう少し工夫をお願いします。

それと、成人への取組目標が書いてありますが、子どもへの目標が無いですよね。成人よりも幼児期の基本的な取組も重要だと思いますので、他の運動指針などを参考にされ、活用していただけたらと思います。また、子ども達が遊べる環境作りも行っていたきたいと思えます。遊ぶことでスポーツや運動に興味・関心を持つきっかけにもなると思えますので、その辺りも内容に入れていただきたいと思えました。

また、障害者スポーツ活動の推進については、大会を開催していただくだけでなく、指導者の育成も方針に入れていただきたいと思えます。高齢者に関しても一緒だと思えますので、よろしくをお願いします。

- 事務局： 障害者への対応については、指導者の体制作りや体育館等の施設面など、色んな障害者の方が使いやすいよう関係者と確認しながら、進めていきたいと思ひます。
- 委員： 障害者と言へば、車いすや義足・義手の身体障害者の方を主にイメージされると思ひますが、知的障害の方も参加できるような指導者の育成をぜひお願ひします。
- 委員： 子ども達が何か決められたスポーツをする前に、遊びを通した体作りをすることが大切だと思ひますが、それができるアスレチックのような施設が宇部にはありません。例へば、常盤公園に体が動かせるアスレチックの施設ができたらいいなと思ひています。
- 事務局： 子ども達が体を動かせる施設としては、身近なところで学校となりますが、例へば、常盤公園では、健康作りを大きなテーマとして最近健康遊具をいくつか設置しましたし、子ども向けのアスレチック等も含めて子どもから高齢者まで健康作りができるような整備についても検討しているところではあります。
- 委員： 一つのスポーツをずっと続けることは、働いている世代の人にはなかなか難しいところもありますので、誰でも手軽に体が動かせる場所があればと思ひます。あと、子ども達が、雨の日等にも遊べる児童館などもあるといいと思ひます。
- 委員： 市内には緑地公園は沢山ありますが、遊具が設置してある児童公園が少なくなつてきています。子育てや地域作りの点では、そういった場所が必要と思ひています。また、常盤公園に新しく出来たじゃぶじゃぶ池についても、開放時間を広げていただければいいと思ひていますし、小学校のプールや色んな施設の開放・活用もぜひ考えていただきたいと思ひます。そのためには、もう少し幅広い関係者の協力が必要なのではしょうけれども。
- 委員： 昔は今に比べ遊具はもっと沢山あつたと思ひますが、利用者の自己責任による事故があつても、設置者に責任を追究されるような風潮があり、少しでも危険があると判断されると撤去されてしまいます。もっとその辺りの教育、市全体で遊具の使い方等を広げていき、親がもっと責任持つて欲しいところもあります。
- 委員： 体育館やふれあいセンターのホール等、個人的に使用することは可能なのですか。
- 事務局： 個人でも大丈夫です。俵田や西部体育館であれば、全面使わなくても8分の1単位で使用することもできます。
- 委員： スポーツクラブを自主的に運営していくためには、指導者や職員なども必要ですが、会費だけでは限界があり、ボランティアも常勤は難しいところがあります。地域で自主的にやりなさいといつても簡単にできることではないので、ある程度運営していくための支援するシステムも必要ではないかと思ひます。
- 委員： スポーツ少年団等に入ろうと思へば、親の負担が大きいこともあり、入れてあげられない場合もあるので、全ての子ども達が気軽に参加できるスポー

ツの仕組みがあればいいと思っています。

事務局：それが総合型地域スポーツクラブだと思うのですが、まだまだ現実には違いますけど、目指しているところです。

委員：全国大会やオリンピック等に出場するアスリートを目指すことも必要ですが、底辺の部分をどうやって支えていくことができるかが、課題でもあると思っています。

教育長：学校でも子どもの体力低下が一つの課題となっており見直されていますが、学校だけの問題ではなく、幼児の時からしっかり遊ぶことも大事です。今活躍しているアスリートも皆な遊ぶことが好きだったことは共通していますし、ゆとりの時間や、遊びができる環境、多様なスポーツを体験させることも必要です。しかしながら、日本人はスポーツが生活に根付いていないのか、計画はありますが、なかなか生活意識を変えることは難しく、行政として地域の総合型スポーツを支援していくことが必要と思っています。

委員：多種・多様な体験を、幼児期から小学校低学年くらいまでに経験させるためには、遊びも含めてもう少し丁寧に子ども達を育てることを考えていただきたいと思います。そういう意味では、「スポ育」という言葉がどうもスポーツを育てるみたいで気になります。おもしろい言葉と思いますが、スポーツを育てるのか、スポーツをする心を育てるのか、技術を育てるのか、その辺りが分かりにくいので検討してください。

事務局：「スポ育」は、子ども達の健全育成という観点も含め、普段あまりスポーツに接する機会の無い子ども達が気軽に参加、体験できる機会を作るための取り組みを考えています。

教育長：計画では小学校からの取組となっていますが、もう少し幼児期の段階からの施策を加えてはいかがでしょうか。

事務局：幼児期の子ども達が普段広いところで自由に遊ぶ所が少ないということで、昨年度から、体育施設を使っていたり、野球場を開放したりする取組も始めています。

事務局：項目に子どもの生きる力の低下という言葉がありますが、そう言い切ってもよいのか疑問もありますので、子どもの体力の向上等に表現を変えた方がいいのではないのでしょうか。また、地域の力・機能の低下とありますが、マイナスイメージに繋がるのではないのでしょうか。

事務局：これについては、表現をもう少し検討していきます。

委員長：他にご意見はありませんか。

今出ました意見を一つ一つ確認していただきながら、検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

また、この計画が広く市民に周知され、スポーツによる「元気なまち作り」が進められますようよろしくお願いします。

次に「教育費補正予算について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：3月定例市議会に上程する教育委員会の補正予算の内容について、説明させていただきます。

(資料4に基づき、説明を行う。)

委員： 決算見込みにあわせて減額するという事は、予定していた事業をしなかった、又は予算が必要ななかったと考えていいですか。

事務局： 歳出に係る減額補正分については、その通りです。

委員： 例えば、「放課後子ども教室推進経費」が減らされているということは、委託金額が減ったのか、それとも事業を実施しなかったのですか。

事務局： 当初予定し、予算は確保したが、実際には校区での取組が実施できなかったものです。

委員： 以前の「教育委員会の点検・評価」の時に、放課後子ども教室は福祉部局が実施している事業と内容が重なっているところもあり、一緒に事業を展開した方が効果的ではないか、と言ったことがあります。これまで事業を実施していたから、来年度もするという考え方ではなく、もう少し事業効果を検証しながら、見直しを含めて予算を作っていただきたいと思います。よろしく願います。

委員長： 他にご意見はありませんか。

補正内容について、承認することによろしいですか。

(全委員異議なし)

委員長： 異議がありませんので、「教育費補正予算について」は、原案のとおり承認とさせていただきます。

続いて、その他の事項「(仮称)第2次 宇部市子ども読書活動推進計画について」願います。

事務局： 現在策定中の「(仮称)第二次 宇部市子どもの読書活動推進計画」の素案ができましたので、配布させていただき、説明させていただきます。

(計画書の配付、及び内容の説明を行う。)

委員長： 今の説明を受けて、ご意見や質問はありますか。

委員： 4ページに「子どもの読書活動の現状」の表がありますが、全国の数値しかありませんが、宇部市の数字は無いのですか。宇部市の数字があれば、比較しやすいと思います。

事務局： 全国・県・市と比較できれば一番良いと思いますが、小学生の数値については分かるのですが、比較できる中学・高校の資料が無いと聞いています。この部分は検討させていただきます。

委員： 大学や短大等の図書館と市立図書館とのネットワークづくり等も検討していただきたいと思います。

委員長： 他に質問等なければ、次回の会議で改めて計画に関する意見等をいただきたいと思います。子ども達がこれまで以上に本に親しみ、読書習慣が身に付きますよう、これまでの本市の特色的な取組みを大事にいただきたいと思います。また、この計画書が、図書館だけの計画の留まらず、関係機関や小中学校とも連携していただきますよう、よろしく願います。

続いて、「平成26年度 教育費当初予算について」願います。

事務局： 平成26年度に教育委員会が所掌する教育費について、その概要について説

明いたします。

(資料5に基づき、説明を行う。)

委員：先ほどの補正予算で減額補正された「放課後子ども教室推進事業」が拡充事業となっていますが、これから推進されていくのでしょうかけれども、その拡充内容についてもう少し説明をお願いします。

事務局：拡充事業については、事業費の中にはゼロ予算も含まれますけど、拡充ということで25年度の取組を踏まえて、さらにもう一步進んで取り組んでいく事業になります。

委員：それは分かります。拡充して質も上げていくというのは、当然あると思いますが、拡充していく内容をどこに置くのか、子ども達のために予算を確保しないといけないのも分かりますが、それが本当に必要なものなのか分かりません。今年度減額して、26年度が増額することは少し矛盾しているように思いますが、いかがでしょうか。

事務局：放課後子ども教室では、地域の子どもの居場所を作っていく事業ですので、来年度は、その教室数を増やしていきたいと考えています。

委員：教育委員会関係の予算ではありませんが、放課後健全育成事業で学童クラブを頑張っって増やしていますので、そちらとタイアップした取組を進めていくのなら分かりますが、この事業は、子どもの健全育成のためと言われますが、何にどれくらいのお金が使われているのかももう少し対外的にも説明していく必要があると思います。

それよりも、ほとんどボランティアで事業を進めているコミュニティ・スクールは、地域や学校からも予算要望が強いと感じていますので、その辺りに予算を確保・拡充していくべきではないでしょうか。

事務局：こちらとしては、放課後子ども教室を運営する校区を増やしていきたいと考えていますが、25年度はなかなか受け入れてくれる校区がありませんでしたので、その部分の経費を減額しました。しかしながら、今後も増やしていく必要があると考えており、26年度の拡充事業とさせていただきます。

なお、新規事業に「土曜日教育活動推進事業」がありますが、これは直接、放課後子ども教室とは結び付きませんが、将来的には放課後子ども教室の中で、土曜日に子ども達が勉強する「土曜日教育活動推進事業」を行いたいと考えており、そのためにも放課後子ども教室を実施する校区を増やしていきたいと考えています。

委員：受け入れてくれる地域が無かったというのは、地域で必要性が無かったのか、それとも受け入れるだけの体力が無かったのでしょうか。今、放課後の子ども達の生活というのは、色んなところで受け入れています。

その中で、どれくらいこの教室が必要なのか、必要であればどういう理由で必要なのか、きちんと説明しながら増やしていくなら分かります。結局、地域で受け入れてもらえなかったから、予算をまた減らすことになるのであれば、他にもっとやる事業があると思います。

事務局：平成25年度当初、新たに4校区が実施するという事で予算を組んでいた

のですが、実際には2校区しか取り組んでいただけませんでした。平成26年度については、新たに2校区をやっていただきたいということで予算計上しました。

委員： 活動のための運営費として、1校区あたり120～130万円ぐらいと思いますが、実際の活動内容も良く分からないのでは判断も難しいところもあります。

事務局： 1校区あたり50万～100万円で、校区によって金額は異なります。

委員： 校区ごとの活動内容を十分に把握して、必要な経費を支援していくことが基本だと思いますので、しっかり内容を確認されながら、拡充していただきたいと思います。

事務局： 現在取り組んでもらっている14校区については、今回見直しを行っており、来年度は1校区当たりの単価を減額しています。拡充部分については、25年度の計画や実績を基に積算し、新たに2校区分を計上しています。

委員： 新たに、引き受けていただける予定はありますか。

事務局： 現在、対象校区と協議しているところですが、2～3校区は受けていただけるような感じです。

委員： 新たに委託する金額はいくらですか。

事務局： 既に実施している校区については、活動内容を把握していますが、新たに取り組む校区についてはこれから具体的に計画を作っていくこととなります。また、全体の予算の枠が決まっており、県の予算負担もありますので、なかなか現時点では金額を確定することが難しい状況です。

委員： 実際、委託料がどのような活動に充当されているのでしょうか。

事務局： 個々の状況については、手元に資料がありませんので、具体的に何をやっているのか整理させていただき、次回の会議で皆さんに報告させていただきます。

委員： この事業が不要であるという訳ではなく、子どもにとって今何が大事であるか考えていかないとはいけません。協育ネットやコミュニティ・スクール、子どもの居場所作り、これらについては、今後、宇部市全体で取り組んでいかないとはいえないと思っていますので、よろしくお願いします。

もう一つ確認したいのですが、学校給食の施設で、最近、ノロウイルス等で学校給食が止まっている事案を聞いていますが、その辺りの委託業務や組織体制ができるような予算は確保出来ているのでしょうか。

事務局： ノロウイルス等への対策については、委託でも直営でも同じですが、基本的にはしっかり手洗いを行い、身近にそういった症状が出た場合には調理に携わらない、というのが基本です。市内の学校給食調理場ではきちんと徹底していますが、併せて調理員の健康管理や、食材に関しては、基本的に熱を通し食材へのそういった菌の汚染を避けるようにしています。

委員： 小学校へのALTの派遣についてですが、限られた予算の中でのやりくりは大変ですが、活きた外国語を慣れ親しませるのに各学校に年1回では、本当に少ないと思います。せめて年2回は確保していただきたいと思います。

事務局： 小学校では年1～2回となっていますが、あとは地域英語指導員というネイ



ティブスピーカーではありませんが、小学校と中学校に行ってもらっています。

委員： 特別支援教育の学習支援員は拡充することはないですか。

事務局： 必要な人数及び予算については確保をしていますが、その辺りについてはNPO法人への委託等を含め見直していきたいと思っています。

委員： NPO等の活用を検討することもいいのですが、やはり教員、専門職者としてきちんと自立した子どもを教育していくという意味では、NPOに依存していい部分とそうじゃない部分があると思っています。

委員： 先日の移動教育委員会で、学校の区割の見直しの必要性を言われましたが、その辺り教育委員会の来年度以降の目標に加えていくことは検討されていませんか。

事務局： 学校区の見直しを決めるのは、教育委員会でいいと思いますが、校区の見直しについては自治会組織にも関係してきますので、教育委員会の目標に位置付けていくためには市長部局を含めた調整等が必要となり、なかなか難しいところがあります。

事務局： 今の学校の通学区域は自治会区にあわせていますが、地域からの声を踏まえ、市全体の通学区域を検討協議会で協議し、平成19年に特例で選択制を作った経緯があります。

今、神原小学校と見初小学校の統合の計画を協議している中で、学校の場所等も変わっていくことが考えられますので、その時に併せて協議をしていかなければならないと考えています。

委員長： 他にご意見等ありませんか。市の財政状況も厳しいとは思いますが、子ども達一人ひとりに直接かかる予算については、確保していただきますようお願いします。

最後に「寄附の報告について」お願いします。

事務局： （資料6に基づき、寄附の報告を行う。）

委員長： それでは、以上で本日の教育委員会会議を閉会とします。